

定年退職後再就職したら年金はどくなる？

他の被用者年金制度の被保険者等である間の支給制限について

年金受給者が再就職した場合には、給与と年金に応じて年金の一部に支給制限がかかる場合があります。その内容は、以下のとおりです。

Q 支給制限対象者は？

A 退職と障害を支給事由とする年金受給者で、次に掲げる制度(ア〜ウ)の被保険者等となり、給与がある者が対象となります。

退職と障害を支給事由とする年金受給者が、

- (ア) 厚生年金保険の被保険者となったとき
- (イ) 私立学校教職員共済組合の組合員となったとき
- (ウ) 国会議員・地方議会議員となったとき

再就職され、ア〜ウに該当する場合、共済組合へ「年金受給権者再就職届(他制度加入用)」を提出いただく必要があります。

この届出がない場合は、年金が正しく支給されず、過払金が発生する場合がありますので、速やかに手続きをお願いします。

Q 支給停止はいつから開始されるのでしょうか？

A 平成16年3月までの支給制限では、退職した年は停止の対象から除かれていましたが、新支給制限では上記に掲げる制度の被保険者等である間、要件を満たせば直ちに年金の支給を一部停止することになります。

Q 支給停止額はどのように計算されるのでしょうか？

A 厚生年金等の加入時におけるボーナスを含む収入の月額(<注1>基準収入月額相当額)と共済年金(厚生年金部分と定額部分)の月額(<注2>基本月額)の合計額が48万円に達するまでは、満額の年金を支給します。これを超える場合は、収入の増加2に対し年金額の1を支給停止します。

$$\text{支給停止額} = (\text{基準収入月額相当額 (注1)} + \text{基本月額 (注2)} - 48\text{万円}) \times 1/2 \times 12$$

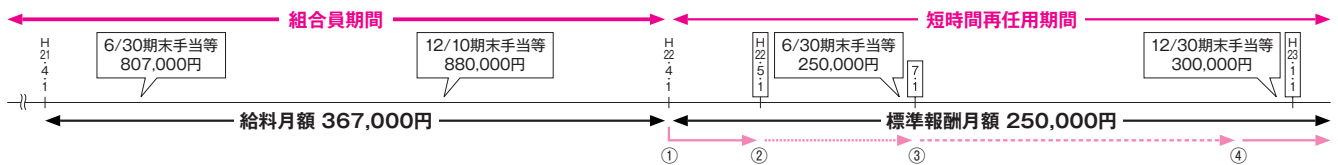
(注1) 基準収入月額相当額 …… 他の年金制度等の標準報酬月額+直近1年間のボーナス総額×1/12

(注2) 基本月額 …… (厚生年金相当部分+定額部分)×1/12

【事例】3月31日定年退職した者が、引き続き短時間の再任用(再雇用)により厚生年金に加入した場合

退職時点における退職共済年金 2,200,000円(厚生年金部分2,040,000円 職域部分160,000円)

→共済年金支給制限にかかる年金の月割り額は、職域部分+加給年金を除き1/12とするので2,040,000/12月=170,000円…年金の月割り額



【制限方法】年金の月割り額と基準収入月額相当額(※)の和が48万円を超えた場合、超えた額の1/2を1月当たり停止。

(※) 基準収入月額相当額=標準報酬月額+直近1年間の期末手当等の合算額/12

①この月に厚生年金に加入するので、4月は支給制限はありません。

②平成22年5月における基準収入月額相当額=250,000円+(807,000+880,000)/12=390,583円
停止額={(170,000+390,583)-480,000}/2×12=483,498円 制限後の年金額 1,716,502円

③平成22年7月における基準収入月額相当額=250,000円+(880,000+250,000)/12=344,166円
停止額={(170,000+344,166)-480,000}/2×12=204,996円 制限後の年金額 1,995,004円

④平成23年1月における基準収入月額相当額=250,000円+(250,000+300,000)/12=295,833円
停止額={(170,000+295,833)-480,000}/2=0円 よって支給制限はありません。

※ポイントとして、②③の時点においては、前年公務員の期末手当等も制限の対象基礎となりますので支給制限がかかる可能性が高くなります。

年金支給日および各種届出にかかるQ&A

Q 年金の支給は年何回ありますか？

A 年金の支給期日は、2.4.6.8.10.12月の各15日で、支給日の属する月の前月2カ月分を支給します。15日が土日祝日に当たる場合は、前日となります。

Q 氏名、住所、年金の受取金融機関の変更の手続きはどうすればよいのですか？

A 氏名や住所、年金の受取金融機関の変更については、「年金受給権者異動報告書」に必要事項をご記入いただき、下記の添付書類と併せて提出する必要があります。

(添付書類)

氏名変更… 年金証書

口座変更… 様式内に金融機関の確認印の押印又は

口座名義および口座番号の確認できる預貯金通帳の写し

※住民基本台帳ネットワークシステムの確認が取れない場合は、住民票等の添付が必要となります。

Q 「年金加入期間確認通知書」の請求手続きは、どうしたらよいのですか？

A 「年金加入期間確認通知書」を発行するには、共済組合の窓口にお越しいただくか、「年金加入期間確認請求書」をご請求いただき、必要事項を記入・押印の上、共済組合に提出してください。

Q 失業給付を受けることとなった・失業給付の受給が満了した場合は、どのような手続きが必要ですか？

A 雇用保険による失業給付(基本手当)を受給することとなった場合は、ハローワークに求職の申出を行った翌月から、失業給付の支給期間が満了するまでの間、退職共済年金(職域部分を除いて)を支給停止することになりますので、至急共済組合年金課に連絡し「雇用保険法による給付との調整事由該当非該当届書」を提出してください。また、失業給付の支給期間が満了した場合についても、支給停止を解除することになりますので、共済組合に届出書を出してください。